

教育委員会会議録

平成29年10月18日（水） 午後1時00分 開会

午後1時48分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、松本真理子委員、則竹伸也委員、廣美里委員、大須賀憲太委員
広沢憲治委員

3 説明のため出席した職員

後藤由紀夫事務局長、永井勇一次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長
橋本礼子生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長
野村均教育企画課長、瀬瀬知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長
林一也福利課長、冨田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長
柵木智幸義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、霊池恵量保健体育スポーツ課長
安井健治文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、黒沢正行健康学習室長
伊藤尚巳総務課主幹、中田勝徳総務課主幹、稲垣宏恭教育企画課主幹
加藤吾郎教職員課主幹、都築孝明教職員課主幹、宇都宮裕人教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、報告事項（1）平成29年秋の叙勲候補者の内定について、報告事項（2）平成29年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について及び報告事項（3）公立学校教職員及び愛知県教育委員会事務局職員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1）平成29年秋の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2）平成29年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3）公立学校教職員及び愛知県教育委員会事務局職員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

- (4) 平成29年9月定例議会の概要について
横井総務課長が、平成29年9月定例議会の概要について報告。
平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (5) 愛知県公立学校教員採用選考試験の実施状況について
稲垣教職員課長が、愛知県公立学校教員採用選考試験の実施状況について報告。
平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(松本委員)

外国語堪能者選考の受験者は、外国籍の方か。

(稲垣教職員課長)

外国籍の方に限らず、ポルトガル語などの言語が話せる者が受験している。

(松本委員)

せっかくこのような特別選考があるので、今後はもっと大勢の方が合格するとよい。

もう1点、特別支援学校教諭等免許状の取得者が増えているという説明があったが、特別支援学校の視察をさせていただいた際にどの特別支援学校においても免許状の取得者が少ないという話を聞いたのでよいことだと思う。

また、特別支援教育に関する特別選考の「特別支援学校教諭」区分において、本年度から特別支援学校教諭等免許状を取得していない者は、採用後3年以内に当該免許状を取得しなければならないとしている説明があったが、これは強制力があるものなのかどうか。働きながら取得することは難しいという話を聞いているが、配慮があるのか。

(稲垣教職員課長)

国において、平成32年度までには特別支援学校に勤務する者については、免許状の取得を必須とする方針を打ち出しており、本県としても、平成32年度からの採用については、免許状を取得、あるいは取得見込みでないと採用しない形にする予定である。

取得の方法だが、現在、大学における免許状の取得のための課程が少ないため、各大学に、今後、免許状が必須となる方向性にあることを説明していきたい。昨日も大学の教職担当者説明会があったが、その場においても説明し、免許状が取得できるような講座の開設をお願いしたところである。

(廣委員)

社会人特別選考だが、受験者数が減ったとか、特に受験区分「高等学校教諭・工業」への出願者が0であったということだが、外国語堪能者選考や小学校英語特別選考も含めて、あらゆる方面に堪能な方が教員として採用される方向性からすると、募集の人数が減っているということは心配になる。

特に、先ほど愛知総合工科高校に視察に行ったが、愛知は工業の分野において、企業や大学等と連携を進めていく中、社会人特別選考枠での受験者が増えると思う。

多様な人材確保のために、教職員課として問題点として考えていることはあるのか。

(稲垣教職員課長)

社会人特別選考では、特別に枠を設けているわけではなく、1次試験の筆記試験に替わって小論文試験を実施している。社会人であっても一般選考を受験する方もいる。

受験者数を増やすことを課題としており、全国各地で教職採用試験の説明会を開催し、愛知県を受験してもらえるよう愛知の教育の魅力を伝えている。また、教職担当者説明会では各大学の担当者に来庁していただいたが、今度は県内の各大学に訪問し、愛知県の教職採用試験の受験についてをお願いをしていきたい。

6 請願

請願第17号 学校職員の勤務時間管理（長時間労働・勤務の改善）、について具体的に取り組むことを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(松本委員)

請願事項に「タイムカードを設置する事。」とある。8月の中教審の学校における働き方改革特別部会で、「学校における働き方改革に係る緊急提言」の中で、「ICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるよう努めること」とあり、愛知県教育委員会でも「教員の多忙化解消プラン」の中で在校時間の管理の適正化をうたっているが、その進捗状況はどうなっているか。

(稲垣教職員課長)

県立学校については、これまでも各教員が手書き等により、「在校時間等の状況記録」を行っている。今年度は、出退勤時間記録の電子化や、総務事務システムとの連携について研究を進めており、現在、来年度から出退勤時間記録の電子化の試行的研究が、モデル的に行えるよう準備を進めているところである。

小中学校について、「教員の多忙化解消プラン」は、県教育委員会は、「県立学校における出退勤管理の電子化の研究成果をもとに、取組実践検証校の市町村立小・中学校で試行的に導入し、実用性が担保できた段階で、各市町村教育委員会に対して、小・中学校への普及を促す。」としている。

(松本委員)

着々とその方向に向けて進んでいるということがわかりよかった。

もう一つ、請願事項の中で、「残業時間が80時間以上の職員がいる学校は学校名を公表すること、」とある。社名公表というのは厚生労働省労働基準局長からの通達に基づくものと考えられるが、この通達は学校にも当てはまる文書ということでよいか。

(稲垣教職員課長)

名古屋北労働基準監督署に確認したところ、厚生労働省労働基準局、都道府県労働局、労働基準監督署の管轄内に、地方公務員は入らないとのことであった。

したがって、厚生労働省労働基準局長からの文書に書かれているような、「労働基準監督署長により指導や企業名の公表」については、学校には当てはまらない。

(広沢委員)

請願事項で、生徒の在校時間について触れられているが、生徒の在校時間について、県教育委員会として、決まりやルールは設けられているのか。

(柴田高等学校教育課長)

県立高校における始業時刻や生徒の下校時刻については、生徒の健康や安全を考慮して、各学校において適切に定めている。

また、部活動の活動時間については、これまで県教育委員会としても、平成21年10月1日付け「学校における運動部活動について」等に基づき指導し、各学校において、学校の実情や各部活動の実態に応じて定められてきたが、今後策定予定の「部活動指導ガイドライン」に基づき、休養日の設定や効率的、効果的な練習の実施などについて、引き続き指導してまいりたいと考えている。

7 議案

平松教育長が各委員に諮り、第28号議案 公立学校長の人事については、人事案件であるため、非公開にて審議することとした。

第26号議案 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について

横井総務課長が、愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第27号議案 教員の資質向上に関する指標について

稲垣教職員課長が、教員の資質向上に関する指標について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

今年、教員の資質向上に関する指標の作成について、何度か意見交換をさせていただいたが、パブリックコメントを出されてからは機会がなかったため、どのようなご意見があったかなどを簡単に教えていただきたい。

(加藤教職員課主幹)

今年の7月から8月までの約1か月間、一般県民からのパブリックコメントを募集したので、その中からいくつかわかりやすいものを紹介したい。

資料「愛知県教員育成指標【校長】」の「マネジメント力」の「財務管理」

であるが、一般の県民から、「予算の節約に努め、効率的な予算執行に努める」という文言を付け加えたほうがいいのではないかと、というご意見があったのでこれを取り入れることとしたため、「財務管理」の一つ目の「○」の最後に、「そのために予算の計画的・効率的な執行に努める。」を加えた。

次に「学校安全・危機管理」の三つ目の「○」の「校内組織と関係諸機関との調整を迅速に図り、」とあるが、もともと「迅速に」という言葉が入っていなかった。そこに、「迅速に」という言葉を入れてほしい、という意見があったので修正した。

そのほかに、直接指標とはかかわりのない部分ではあるが、例えば学校の先生の人事異動について、「異なった校種間の人事異動をもっと盛んに行うべきだ」とか「人事異動の期間をもっと短くするべきではないか」などの意見もあった。

また、「指標を作ることによって余計に教員の多忙化につながらないか」などの意見もあった。

第 28 号議案 公立学校長の人事について

非公開において請議されたため、愛知県教育委員会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 教育長職務代理者の指名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、平松教育長が則竹委員を教育長職務代理者に指名した。

11 特記事項

- (1) 平松教育長が今回の会議録署名人として則竹委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、学校職員の勤務時間管理（長時間労働・勤務の改善）、について具体的に取り組むことを求める請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5 分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2 名